

山崎たつえの市議会議員日記

無所属 第35号の2 26年5月4日

(35号の続き) 「福島県以外からの避難者への支援の追及」をする

過程で納得できない点が沢山ありました。紙面の許す範囲で記させいただきます。

行政の避難者支援発言のきっかけ

この問題は24年6月議会で初めて発言した。被災から1年半がたち「被災地の関係者、首長、議員、ボランティアに参加した人たち」の中に「被災者への与える支援に困惑する人たち」が増えてきている事を知ったからである。

一例であるが新聞や会議で「支援金でパチンコ」との話を目にした。又、24年5月、自治体学会で講演した宮城県の議員は「与える支援はやめて欲しい。被災者がもらう事をあてにするようになってしまった。そんな市民では困る」と訴えた。

私は被災者が、そのような行動を取るには「行政の支援のあり方にも問題があるのではないか」と思ったので「どんな行政支援が良いかを模索したい」と考えた。まず長野県並びに松本市の支援の調査をした。◆他の自治体と比較検討すると松本市のみダントツに手厚い支援と福島県以外からの避難者受入をしていた。私は疑問を持った。調査結果に大きな違いが出る場合、問題がある事が多いからである。私の発言に賛否両論。しかし、私は動じなかった。◆一方、24年6月当時、松本市は市長始め「放射能一辺倒

であり、放射能のことなら何でも通る」という状況であった。

1. 不適切な文書が問題?

(24年10月、12月議会)

23年3月以来、松本市は災害救助法に添い避難者受入をする事としていた。しかし、24年2月より松本市のみ、市長の決裁(独断)で「放射能について災害救助法適用地域以外(福島県以外)から避難者を受入れる事とした。しかし、その受入は災害救助法から逸脱していた。そのため避難者への支援に要する費用は松本市の負担となった。私が、その事に気がついたのは24年9月であった。

I) 「なぜ、福島県以外からの避難者を受入れる事が出来たのか」

なぜ、松本市のみ福島県以外から避難者を受入れる事ができたのか、調査を開始した。

「松本市から出された文書に問題あり」と推測した。◆市長は24年2月23日、議会に「放射能による避難者受入の地域拡大に関して」とする文書を出していた。

文書には

「広域避難者の受入については長野県災害支援対策本部の「**長野県東日本大震災の避難者受入方針**」に準じて次のとおり対応するものとします」

と記されていた。その時、私は「長野県…に準じて」の文言をみて、*「松本市は長野県に準じて受入地域の拡大をする。*長野県も実施するので、予算も国か県から来るだろう…と考え問題視しなかった。

5ヶ月後のこと

◆ところが5ヶ月後、長野県と松本市の避難者受入地域は同一でない事が判った。そして、災害急救助法適用地域でない事、費用は松本市持ちである事、又、福島県からの避難者を多数受入れている地域でもある事等、問題点も判った。改めて平成24年2月23日の総務委員会資料をみた。

「長野県に…準じて」が、前述の問題点の全てをカムフラージュしている」と推測した。「もし、長野県に準じて」の言葉がなければ問題視し、議会や市民は避難者受入を中止させていたに違いない」と思った。

◆偽りの文書ではないか——「避難者受入地域は長野県に準じていない。2月23日に議会に出された文書は偽りではないか」と24年12月議会で質問した。しかし、**松本市長は何の理由も言わず「長野県に準じている」の一点張り**であった。長野県並びに松本市へ其々、質問し、下記の枠内の回答をえており、それを提示しても……である。

長野県文書回答「福島県のみからの受入」 松本市文書回答「福島県の他に千葉、埼玉、栃木、茨城県からも受け入れ

読者の皆様へ：上記の枠内の両者の回答は同じと思いますか。

(市民からの依頼発言)24年12月議会「**市長の講演は公務。秘書な**

どの費用は市税を使用・講演料は個人収入。はおかしいのでは？」

市民のA氏の公開質問に対する市長の回答を元に質問した。

山崎質問「公務として行った市長の講演料は個人収入とし、秘書などの随行費、受付から、準備までの費用は全て市税で賄っているとの事。それはおかしいのではないか」。

市長答弁：「違法ではない」。

山崎感想：「違法でなくても市民感情としてはいかがでしょうか」。

山崎質問：市長は23年度77回講演をしているが、その内25回はチェルノブイリ医療基金の事業として県への報告に重複掲載している。25回は公務外ではないか。**市長答弁**：勘違いであったので、県の提出書類を訂正した。

山崎感想：謝りの言葉くらい、あっても良いのではないのでしょうか。

2) 議会はどう対処したか。

「長野県に準じているか、いないかを議論せよ」との動議

議会は何の調査もせず、菅谷市政に迫認したのである。その経過を以下に示す。

◆24年12月5日の議会で「長野県と松本市の放射能に関わる避難者受入区域で長野県に準じているか、いないかを議論せよ。そして、どちらかが間違っていたら、議会で謝罪せよ」との動議が某議員から出された。

その問題は議会運営委員会に付託された。1回目の議会運営委員会では「どちらの言い分が正しいか議論せよ」との事であった。その準備をしていたが、2回目の議会運営委員会の直前、事態は急変した。

◆密室で囲まれる——山崎は議長室という密室に呼ばれた。山崎以外の議員は入室を許さなかった。山崎一人を前議会運営委員長、前副議長、前議長、議会事務局長、同次長で囲み「長野県に準ずるか準じないかは松本市と山崎でやって欲しい。偽りとの言葉が悪いので、その削除と謝罪をせよ」と求めた。山崎は、「原因なくして結果なし。長野県に準じているか、いないかの議論を」と反論したが、許されなかった。第2回議会運営委員会は議長室での話通りに進められた。削除する理由を発言する予定であったが、議会の示した文に一言も付け加え

る事も許されなかった。議長室という密室の中で山崎は脅威を覚えた。

(私は真面目に調査し、発言している事に対して「市政並びに議会のあり方は市民の為に良くない」と危惧の念を抱きつつ議会の示した文を淡々と読んだ。その後、市長、議会関係者に住民監査請求をする事とした。)

◆議会、議会事務局に監査請求——議会は何の調査もせず決着させた。私は議会の関係者並びに議会事務局に監査請求をした。その理由は——議会が松本市と山崎の言い分の議論を放棄した事(注:1)、非公開の場で会議をした事(注:2)、山崎の言い分を発言させなかった事(注:3)などにより、結果的に法的根拠のない福島県以外からの人を避難者として受入する事を議論する事も更に中止する事も出来ず多額の市民の税金を支出する事になったからである。又、私が調査に自信をもっていたからでもある。

なお注:(1)は地方自治法100条、議会基本条例を犯している。(2)と(3)は議会が自分で決めた議会基本条例を犯している。監査請求の対象者は24年度の議会運営委員長、副議長、議長である。

II. 「どこの市町村も、なぜ松本市のマネをしないのか」疑問の追跡。

(25年6月議会で発言)

なぜ、何処の市町村もマネをしないのか。ふと、考えた。東日本大震災でも災害救助法の発令がなければ自衛隊でも出動

できない。「他の市町村が福島県以外の人を受入れないのには法的な問題があるのではないか」と思った。

私は当時、通信教育で財政学を受講していたので「税の使用に当たって法的根拠が必要な事」は判っていたが、人を納得させる文献の確証が欲しかった。

私は財政課に「市長の事業は法的根拠がなければ予算の執行が出来ないはず。その事を書いた文献はないでしょうか」と依頼した。25年9月の事であった。

財政課は、さっと的確な文献を出して下さった(下記枠内)。『予算の見方、作り方』(120P小笠原春夫・平成23年・学陽書房)に、市長が税を使用する上での三つの条件が書かれていた。

「予算編成権は市町村長だけが持つ権限といっても……いろいろな関係のある法令、条例、規制などを無視する事は絶対に許されない事になっているし、住民の代表の意思決定機関である議会の議決を受けなければ執行することが出来ない。又、住民全体のために公正適切なものとなっているかどうか良く問題にされる場合がある。」と書かれていた。これは地方自治法(第138条の二)、211条、憲法14条に書かれている事である。

■福島県以外からの避難者受入と市長

山崎たつえの履歴…1940 誕生・蟻ヶ崎高校・長野県短期大学卒・長野県職員・1994～2000 高校教師・1996～1999 放送大学へ編入卒業・2001～2003 新潟大学大学院修士課程《社会学専攻》修了・2007～市議会議員 著書・論文--1965 日本栄養改善学会・学会賞受賞/1979『母が語る子育て論』明治図書出版/1986『続母が語る子育て論』明治図書出版/スウェーデンへの旅 2004/『おびえる妻たち』郷土出版/『市議会議員は見た』アットワークス社他 ★誤字脱字がありましたらお許し下さい。又、ご意見がありましたら下記まで連絡をお願いします。Fax 0263-87-7055

が税を使用する上での三つの条件を照し合せると、三つの条件が満たされていなかった。

- ・法的根拠がない(138条二違反)
 - ・議会の議決がされていない(211条違反)
 - ・30事業もの市長権限の使用は市民以上の支援となり、公平性に欠ける。
- 何処の市町村も松本市のマネをしなかったのは法令違反になるからではなかったか?

■菅谷市政に25年10月「福島県以外からの避難者受入の法的根拠は何か」と質問した。菅谷市政は「市長権限」と答えた。

■ここで法令違反をして税を使用すると、どうなるかを記す(34号25年12月議会発言)——国は松本市が法令違反をして国のお金を使用した場合、松本市に、その費用の返還を求めてくる。

*松本市は会計検査院の検査で国税の使い方が法令に違反していた事が判り国から国税3件1969万円の返還を求められ(22年度分)12月議会の審査に訂正を出してきた。

従って、市長が市民の税金を、法令に違反して避難者に使用した場合、市民は市長に税金の返還を求めても当然である。